

お知らせ ごあんない



行政相談週間

総務省では、10月17日(月)から23日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を実施することとしております。

上島町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、住民の皆様の行政に関する苦情や意見・要望をお聞きし、皆さんと役所などの間に立ち、公平・中立的立場で相談にのってくれます。

《上島町の行政相談委員は次の方々です》

光法 健(弓削) 児島 公尊(岩城)
片岡 敏子(生名) 東 修二(魚島)

※行政相談日は毎月広報の上島町行事カレンダーで案内していますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

まずは、法テラスへ

日本司法支援センター法テラスは、法的トラブルをかかえた方々に、解決のきっかけとなる情報やサービスを提供しています。「日々の暮らしのなかで、思わぬトラブルにあつてしまった」、「法的トラブルを解決するのにどのような方法があるかわからない」、「どこに相談すればよいのかわからない」、といった時は、法テラスまでお気軽にお問合せください。

法テラスコールセンター

TEL 0570-078374 (おなやみなし)

法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

海外ボランティア参加者募集!

あなたの技術・経験を生かしてみませんか? 開発途上国で、現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。派遣期間は原則2年間で、在職中の方が参加される場合は、勤務先に人件費などを補てんする制度もあります。

募集期間

10月1日(土)～11月7日(月)

■対象 ①青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア 満20歳～39歳 ②シニア海外ボランティア・日系社会シニア・ボランティア 満40歳～69歳 ①②ともに、日本国籍を持つ方

体験談&説明会

10月18日(火) 18時30分～20時30分 10月29日(土) 14時～16時 松山市男女共同参画推進センター(コムズ) 5階大会議室

お問い合わせ

JICA (ジャイカ) 四国

TEL 087-821-8824

「老後の安心設計!!」

それは遺言と任意後見と!

10月1日(土)から7日(金)は「公正証書週間」です。公正役場をご存知ですか。公正役場では、当事者の依頼により、(1)公正証書の作成、(2)私署証書や会社等の定款に対する認証の付与、(3)私署証書に対する確定日付の付与などの事務を行っています。公正証書には、遺言公正証書、任意後見契約公正証書などがあります。法律の専門家である公正証書作成の公文書であり高い証明力があります。法律行為の確実を期するためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公正役場では、公正証書週間中、電話による相談を実施しており、相談は無料です。詳細は、最寄りの公正役場にお問い合わせください。

問合せ先

〒794-0042
今治市旭町2-3-20 今治公正役場
TEL 0898-2312778

「石灰山の古い写真等を探しています」

弓削島のシンボルである石灰山(通称…石山)の歴史的資料を後世に残していくため、皆様がご持ちの石灰山関連の古い写真(石灰山、石灰運搬船、石灰採掘作業風景、石灰山からの風景、作業道具、機械、その他)や関連情報をお持ちの方を探しています。些細なものでも構いませんので、資料提供のご協力をお願いいたします。

なお、写真につきましては、データ取り込み後返却いたします。

お問い合わせ先

弓削総合支所 企画政策課

生名中継局のテレビ放送チャンネルが切り替わります。

現在、生名中継局のテレビ放送を受信してご覧になっている方は、10月24日朝からNHK総合と教育のチャンネルを再設定する必要があります。なお、ケーブルテレビの皆様については、チャンネル再設定の必要はありません。詳しくは、下記チャンネル変更コールセンターにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

チャンネル変更コールセンター

(受付時間) 平日 9時～21時
土日祝 9時～18時
TEL 0120-922-303
つながらない場合は
TEL 03-4321-0770



公的機関をかたられて…

● かたり商法とは

県下において、「市役所職員」などと公的機関からの電話を装い、また、「医療費の還付がある」などとうその情報をいい、消費者をだましてお金を振り込ませようとする事例が発生し、それについての問い合わせが関係機関に相次いでいます。まさに、この手口が、「かたり商法」といわれるものです。

今回のように「医療費の還付金が振り込まれる」という内容のものから、「火災警報器を設置しないと罰金が課せられる」などと不安をあおって、商品やサービスの契約を勧める手口もあります。

特に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたなど、制度の変化の中で、消費者が十分な情報を持ち合わせず、その対応への不安につけ込む場合もあり注意が必要です。

● 被害にあわないために

- ☆ 公的機関が、訪問販売や電話勧誘で物を売ったり、お金を請求することはありません。
- ☆ 突然の不審な訪問や電話に対しても、相手の名前を確認するなど、毅然とした態度で対応しましょう。
- ☆ 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- ☆ 断りきれずに契約した場合など、何か不安なことがありましたら下記の相談窓口までご相談下さい。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】 上島町産業振興課 TEL 75-2500
愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700

【愛媛県消費生活センターからのお知らせ】

「消費生活かるた（あ行～さ行篇）」完成

愛媛県消費生活センターでは、幅広い年齢層の方に、楽しみながら「消費者被害」の手口や対処法を知っていただくために「消費生活かるた」を作成しました。

現在「あ行～さ行篇」が完成し、順次「た行～ん篇」を作成していく予定です。

「消費生活かるた」は愛媛県消費生活センターホームページでも配信中です。

アドレス：<http://www.pipi-karuta.jp/>



■「しまなみサイクルオアシス」がオープンしました。

愛媛県では、今年度、「しまなみ周遊サイクリング普及事業」の一環として、今治市や上島町の島内20箇所に地域の方々の協力を得てサイクリングする皆さんの休憩所「しまなみサイクルオアシス」を整備しました。

ベンチ、給水、空気入れの貸出、トイレや地域情報の提供など、地域の方々と気軽に交流が楽しめるおもてなしの場を目指しています。

レンタサイクルも充実しているしまなみ海道に、今秋はぜひお出かけになり、地域の魅力を発見するスローサイクリングを楽しんでみてはいかがでしょうか。詳しくはこちら <http://cycle-oasis.com>



弓削神社奉納相撲 「泣き相撲・尻相撲」参加者募集！

- ◆日 時 10月21日(金)
18時30分～
- ◆場 所 弓削神社境内
- ◆対象者 《泣き相撲》
平成22年度生まれのお子様
《尻相撲》
中学生以上の女性（3人1組）
- ◆問合せ先
上島町商工会弓削支所
TEL 0897-77-2135 中林まで

「女性に対する暴力をなくす運動」11月12日～25日

女性に対する暴力のひとつに「配偶者からの暴力」があります。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。一人で悩まないで、早めに相談してください。相談は無料、秘密は厳守します。

- | | | |
|------|-------------|-----------------------|
| 相談機関 | 県婦人相談所 | TEL 089-927-3490（月～金） |
| | 県男女共同参画センター | TEL 089-926-1644（火～日） |
| | 県警察本部 | TEL 0120-31-9110 |
| | 上島町各総合支所住民課 | 弓削総合支所 TEL 77-2500 |
| | | 生名総合支所 TEL 76-3000 |
| | | 岩城総合支所 TEL 75-2500 |
| | | 魚島総合支所 TEL 78-0011 |

環境にやさしいエコドライブは 愛車の点検・整備から

車のトラブルを防ぐために日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？

特に長くご使用の車には、細やかなケアが必要です。日頃の点検で愛車の健康管理を心がけましょう。

●車の点検・整備のことが詳しくわかります。点検整備 検索
www.tenken-seibi.com

清潔で住みよいまちづくりを目指して ポイ捨て等をなくす条例を制定

美しい風景と街並み、青くきれいな海は上島町の誇りです。

しかしながら、一部の心ない人のたばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨てなどによって“まちの美観”が損なわれています。

上島町では、たばこの吸い殻や空き缶等の散乱防止について、町、町民等及び事業者の責務を明らかにすることにより、清潔で住みよい町づくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的に「上島町ポイ捨て等禁止条例」を制定しました。この条例は、平成23年10月1日から施行され、

禁止行為は

○ポイ捨てをすること

空き缶、空き瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他捨てられることによって散乱の原因となる物をみだりに捨てること。

○飼い犬等のフンを放置すること

飼い犬等のフンを道路や公園、他人の土地に放置すること
としています。

町民の皆さん、条例の趣旨をご理解のうえ、お互いに注意しあう等によりポイ捨てがなくなるようご協力のほどよろしくお願いします。



10月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(土)	中	0:51	367	13:35	398	7:11	14	19:46	91
2(日)	中	1:30	348	14:24	375	7:53	28	20:32	119
3(月)	中	2:12	324	15:20	349	8:40	49	21:27	147
4(火)	小	3:03	298	16:31	324	9:35	76	22:39	168
5(水)	小	4:12	273	17:56	310	10:48	101	—	—
6(木)	小	5:50	262	19:20	311	0:17	174	12:20	115
7(金)	長	7:26	271	20:25	320	1:49	159	13:49	112
8(土)	若	8:37	292	21:14	329	2:51	135	14:56	102
9(日)	中	9:29	315	21:52	335	3:35	111	15:46	93
10(月)	中	10:12	334	22:25	338	4:12	91	16:27	88
11(火)	中	10:48	348	22:53	338	4:43	74	17:02	89
12(水)	大	11:21	357	23:19	335	5:11	63	17:34	94
13(木)	大	11:52	360	23:43	330	5:37	55	18:03	102
14(金)	大	—	—	12:22	359	6:03	51	18:30	113
15(土)	大	0:07	324	12:53	355	6:28	50	18:59	125
16(日)	中	0:33	316	13:26	347	6:56	53	19:30	137
17(月)	中	1:01	307	14:04	335	7:28	60	20:06	151
18(火)	中	1:34	294	14:50	321	8:05	72	20:52	164
19(水)	小	2:17	279	15:49	307	8:52	89	21:54	174
20(木)	小	3:19	263	17:04	298	9:56	106	23:18	174
21(金)	小	4:54	254	18:24	300	11:20	118	—	—
22(土)	長	6:36	266	19:32	311	0:47	158	12:52	116
23(日)	若	7:52	294	20:25	326	1:55	129	14:08	103
24(月)	中	8:52	328	21:11	341	2:47	96	15:07	86
25(火)	中	9:42	360	21:53	353	3:31	63	15:57	72
26(水)	中	10:28	386	22:33	360	4:12	33	16:43	64
27(木)	大	11:12	404	23:11	361	4:51	10	17:26	64
28(金)	大	11:55	410	23:50	356	5:31	—4	18:09	71
29(土)	大	—	—	12:39	406	6:11	—8	18:51	84
30(日)	中	0:29	345	13:25	393	6:52	—1	19:36	101
31(月)	中	1:10	328	14:13	372	7:36	16	20:24	120

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものであります。

愛媛県労働局からのお知らせ

10月31日(月)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第2期分の納付期限となっております。

事業主の皆様へは、10月17日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いいたします。

ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

「一人でも雇ったら、入ろう。労働保険」

11月は、労働保険適用促進強化期間

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

労働保険についてのご相談・お問合せは愛媛労働局労働保険徴収室又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにおたずねください。

【お問合せ先】愛媛労働局労働保険徴収室
TEL 089 (935) 5202